

森林整備事業等に係る入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

制 定 平成22年3月29日付第200900090443号
最終改正 令和8年3月11日付第202500293680号
鳥取県農林水産部長通知

1 目的

この要領は、農林水産部、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）が所管する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の執行について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問書の提出、回答及び積算条件情報に関する必要な手続を定めることを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語の意義は、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）で使用する用語の例による。

3 対象事業

原則として、全ての森林整備事業等について適用するが、閲覧期間の極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと考えられるものは対象から除くことができる。

4 質問書の提出

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札閲覧設計書（設計書、図面、仕様書、現場説明書等をいう。以下同じ。）に関して質問がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出することができるものとする。

（1）提出方法

様式1を各発注機関に提出すること。

なお、様式は閲覧場所に備え付けておくものとする。

（2）提出期限

調達公告にあらかじめ定める期限（以下「質問提出期限」という。）までとする。ただし、随意契約による業務の場合にあっては、入札日から4日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）前までとする。

5 質問への回答

（1）質問回答書の作成

質問書の受領後は、設計担当課が質問回答書（様式2）を起案し、決裁をとるものとする。

なお、類似する複数の質問書については、一括して回答できるものとする。

（2）質問への非回答

質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

（3）回答方法等

ア 回答方法

（ア）制限付一般競争入札による業務の場合にあっては、インターネットの県のホームページ（以下「県のHP」という。）において回答書の掲載をするものとする。

（イ）随意契約による業務の場合にあっては、入札参加者に対し、県のHP、郵送、ファクシミリ等で回答書を送付することにより行うものとする。

イ 回答期限

質問提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内とする。

6 積算条件情報

発注者は、入札閲覧設計書（設計書、図面、仕様書、現場説明書等）に関する積算条件の齟齬等について、入札参加者に周知する場合は、次に定めるところにより積算条件情報を提供することができるものとする。

(1) 積算条件情報の作成

設計担当課が積算条件情報（様式3）を起案し、決裁をとるものとする。

(2) 情報提供等

ア 情報提供の方法

(ア) 制限付一般競争入札による業務の場合にあっては、県のHPにおいて掲載するものとする。

(イ) 随意契約による業務の場合にあっては、入札参加者に対し、県のHP、郵送、ファクシミリ等で情報を送付することにより行うものとする。

イ 情報提供期限

質問提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内とする。

7 質問回答書等の取扱い

質問回答書等（質問回答書及び積算条件情報をいう。）は、契約図書の一部として扱われるものであり、入札後、その要旨をまとめる等のうえで現場説明書に添付するとともに、決裁設計書に添付し保管すること。

8 事業主管課との協議

質問書の回答について疑義が生じた場合は、本庁事業主管課に速やかに協議のこと。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和8年3月11日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式 2

第 年 月 日
号

入札参加予定者 様

地方事務所の長
(公印省略)

〇〇〇〇〇〇〇業務の質問回答書について (通知)

このことについて、入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領に基づき、下記のとおり通知します。

記

入札閲覧設計書に関する質問回答書	
業 務 名	
入 札 予 定 日	年 月 日 ()
提 出 年 月 日	年 月 日 ()
質問事項	回 答

注) 質問回答書は、質問提出期限の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、県のHP、郵送、ファクシミリ等で通知する。

決裁欄

様式3

第 号
年 月 日

入札参加予定者 様

地方事務所の長
(公印省略)

〇〇〇〇〇〇〇業務の積算条件情報について（通知）

このことについて、入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領に基づき、下記のとおり通知します。

記

入札閲覧設計書に関する積算条件情報	
業 務 名	
入 札 予 定 日	年 月 日 ()

注) 積算条件情報は、質問提出期限の日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に、県のHP、郵送、ファクシミリ等で通知する。

決裁欄